



目黒区国第5483号
令和3年2月18日

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 三 木 健 二 様

目 黒 区 長
青 木 英 二

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について（諮問）

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例及び目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則について、目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和34年12月目黒区規則第16号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

（1）改正趣旨

保険料率及び保険料を減額する基準額を改定するとともに、関係法令の改正等に
伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

（2）改正内容

別紙1「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要」のとおりです。

2 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則について

（1）改正趣旨

感染症の感染拡大などの非常事態が発生し、委員が一堂に会して会議を開催する
ことが困難となり、書面会議等の特例的な方法による会議開催での対応が必要とな
った場合においても、迅速かつ円滑に対応できるよう、当該規則中に「規則の施行
に関する委任規定」を設けるものです。

（2）改正内容

現行規則第8条の次に次の一条を加える。

（委任）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

以 上